令和８年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿屋市下堀町2992番地１
債務者　大薗　玲子（法定代理人保佐人鶴田麻衣）
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１７８０号
東京都青梅市河辺町５丁目10番地の６キャッスル河辺303
債務者　田中　大介
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７８８号
東京都東村山市廻田町４丁目５番地９ウエルストン203
債務者　田中　剛
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７７号
東京都八王子市松が谷59番地１―406
債務者　服部　和美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８８２号
東京都八王子市南大沢４丁目15番地５―406
債務者　林　和代
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９１２号
東京都町田市木曽東４丁目７番1015号
債務者　石原　利成
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９１３号
東京都府中市是政３丁目45番地の４サザンコート210
債務者　横路　佑太
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９３０号
東京都八王子市散田町５丁目25番12号多摩ハイツ103号
債務者　志水　裕之
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９３１号
東京都町田市鶴川３丁目13番地14コーポオオクラ102
債務者　板垣　真美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９０号
富山市城北町７番６号
債務者　伏間　千紗
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９２号
富山県中新川郡舟橋村東芦原140番地37
債務者　高桑　和晴
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９９号
富山市高屋敷845番地55　マンションリトルK302号
債務者　中村阿紗美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６６４号
大阪市東成区中道２丁目26番15号　センチュリー柏原　203号
債務者　佐藤　李美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５６７号
大阪市天王寺区東上町８番27号
債務者　宮原　佳子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６８号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘５丁目11番地の３、前住所大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目７番地の２
債務者　石原　一美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９１号
大阪市城東区古市３丁目22番９号　ルームス古市　203号室
債務者　山本　圭志
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部